

## マンション内グループホームに対する 大阪地裁の使用停止判決に関する声明

大阪市内の分譲型マンションの管理組合（以下、組合）が、同マンション内に設置された障害者グループホームの運営法人（以下、法人）に対して退去を求めた裁判で、令和4年1月20日、大阪地裁は法人に対してマンションをグループホームとして使用してはならないとの判決を下しました。

判決は、グループホームを組合の管理規約に定める「住居」ではないとし、かつグループホームがマンション内に設置されることで消防法上の共同住宅特例が適用されず、将来的な消火設備等の設置やその点検義務が組合および他の住民の負担となるという組合の主張を認めるものでした。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「当会」という。）としては、障害者の地域生活が後退しかねないこと、国が掲げる共生社会の実現という理念に逆行すること、なにより当該の障害者グループホームで生活している障害のある人たちの権利の観点から、本判決の影響を強く懸念するところであり、以下の通り声明を発表いたします。

組合の管理規約は国土交通省の定めるマンション標準管理規約をひな形とするもので、同様の管理規約を持つ分譲型マンションは無数にあると推察されます。今後、本件のような訴訟が頻発した場合、分譲型マンションに設置された障害者グループホームの多くが退去を求められるおそれがあります。

特に都市部においてグループホームとして使用できる物件の供給が限られているなかで、分譲型マンション内の設置という選択肢を失うことは、障害があっても一般の地域での生活を実現するという国の施策に照らしても、大きな後退となることは間違いありません。

報道によると、訴訟の原告である組合は「障害者を差別する意図はない」としています。しかしながら、「他の住民の負担となる障害者グループホームはマンション内に存在すべきではない」という今回の判決が、今後、他の分譲型マンションで障害者グループホームを排除する根拠として用いられることは想像に難くありません。障害者が地域で生活する上でグループホームが主たる選択肢である以上、今回の判決は、障害者を一定の居住場所から差別的に排除することにつながりかねません。これは、国連障害者の権利条約に明文化された「障害があっても、どこで誰と生活するかを選択する機会もつ」という権利に明らかに反します。

同時に、組合においてなされたグループホームの撤退を求める決議そのものが、障害者差別解消法の理念に照らして正当なものか疑問を禁じ得ません。当該の障害者グループホームで暮らしていた方たちは、マンション内で特段のトラブルを起こす訳でもなく極めて一般的な生活を送っていました。その居住の場がどのような形態で提供されていたかにかかわらず、そこで暮らしている実態があり、暮らし続ける権利があるはずです。もし、組合と法人の間でそうした暮らしが継続できるような建設的な話しあいが行われず、一方的に決議し、訴訟を提起したのであれば、組合側には「障害者を排除する」という差別的な姿勢があったのではないかと指摘せざるを得ません。

消防関係設備や点検等の費用は現時点で生じるものではなく、かつ将来的に生じた場合も法人がその費用を負担する意向を示していると聞きます。そうした状況にあっても、組合の主張に沿って障害者グループホームとしての使用を認めないとした今回の判決は、共生社会の実現を目指すという障害福祉の理念に相反するだけでなく、そこで暮らす人たちの生活実態や権利を軽視したものであり、上述の社会的な影響を鑑みてもバランスを大きく欠いたものと考えます。

現時点で訴訟の行方は見通せませんが、控訴がなされるとすれば当会としてその審議を強い関心をもって見守りたいと考えます。

同時に、国には障害者が分譲型マンションを含めた一般住宅地の中で住む場所を選ぶことができるよう、必要な対応を求めます。

令和4年（2022年）2月14日

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会  
会 長 久保厚子